

別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	令和 5年 第 2 号
受付日	令和 5年10月10日
送付日	令和 5年10月10日
答弁受理日	令和 5年11月 1日

文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	中川 雅晶
所管部局	シティプロモーション部

【件名及び質問の要旨】

マウスガードによるスポーツ外傷予防について

三重県の児童生徒等の歯・口の健康づくりの取組みは、むし歯予防を中心に展開され、本市はさわやか歯科検診もあり、8020運動に一定の効果がみられます。

しかしながら、学校教育現場の体育・スポーツ活動における口腔外傷が報告されています。令和3年度、三重県内、学校等で口に外傷を受けた子どもの人数は146人と報告されています。

文部科学省は「生きる力をはぐくむ学校での歯・口の健康づくり」に外傷予防を歯・口の健康づくりの重要な課題と位置付けています。また、令和4年3月、三重県において「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の基本的施策にスポーツによって生じる口腔の外傷等の予防及び軽減に関することが追加されました。

特にスポーツにおける歯・口の外傷は、小学生から中学生、さらに高校生へと年齢が上がるにつれて重症化する傾向にあります。また、今後中学校の部活動の地域移行が進展していく中において、子どもたちの歯・口の健康は、生涯のQOLに直結し大変重要な課題だと考えます。

その対策の1つとして、マウスガードの効果等の普及啓発を図ることが求められています。しかし、マウスガードは、10,000円から15,000円程度の費用を要します。自治体においては、スポーツにおける口腔外傷を予防するため、マウスガード作製に要

する費用の一部に対し助成する制度を構築しています。

本市においても、子どもたちの歯・口の傷害を予防するため、学校教育現場等のスポーツ活動等におけるマウスガードの普及啓発及び児童生徒を対象としたマウスガード作製費に対する助成制度を設けることが必要であると考えますが、見解を求めます。